

規制の事前評価書

政策の名称	社会福祉充実計画の作成・承認の義務付け	担当部局名	社会・援護局福祉基盤課	作成責任者名	福祉基盤課長 岩井 勝弘	評価実施時期	平成27年4月
法令案等の名称・関連条項	社会福祉法等の一部を改正する法律案による改正後の社会福祉法第55条の2から第55条の4まで						
規制の目的、内容及び必要性等	<p>【現状及び問題点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉法人については、その高い公益性と非営利性にふさわしい財務規律を確立することが求められていますが、利益の蓄積である、いわゆる内部留保の在り方については、その実態を明らかにし、適正な活用を促す仕組みがありません。 <p>【規制の必要性及び目的、内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉法人は、公費等を原資とする介護報酬や措置費・委託費により社会福祉事業等の事業運営をしており、また、公益性の高い法人として税制優遇措置が講じられていることを踏まえると、いわゆる内部留保の実態を明らかにするとともに、現在の事業継続に必要な財産以外に活用できる財産を保有している場合には、社会福祉法人の趣旨・目的に従い、これを計画的に福祉サービス(社会福祉事業又は公益事業により供給されるサービス)に再投下し、地域に還元することが求められます。 ・毎会計年度の純資産の額から事業継続に必要な財産額を控除した額(以下「社会福祉充実残額」といいます。)を保有する社会福祉法人に対して、社会福祉事業又は公益事業の新規実施又は充実に係る計画(以下「社会福祉充実計画」といいます。)の作成を義務付け、その内容の適正性を確保するために、所轄庁の承認を受けなければならないものとします。 						
想定される代替案	所轄庁が、再投下できる財産を保有する社会福祉法人に対し、社会福祉充実計画を作成し、作成された社会福祉充実計画については、所轄庁へ届け出るよう努めなければならない旨を指導することが考えられます。						
規制の費用	費用の要素	代替案の場合					
1 遵守費用	社会福祉法人において、社会福祉充実計画の作成にかかる費用が発生します。	社会福祉法人において、社会福祉充実計画を作成しようとする場合、改正案と同様の費用が発生します。					
2 行政費用	所轄庁において、社会福祉法人に対し、社会福祉充実計画の作成を指導するための費用の発生が見込まれます。また、社会福祉充実計画を承認する際、計画内容の確認にかかる費用が発生します。	所轄庁において、社会福祉法人に対し、社会福祉充実計画の作成を指導するための費用の発生が見込まれます。また、社会福祉充実計画の届出を受理した場合には、必要に応じて助言・指導するための費用が発生します。					
3 その他の社会的費用	その他の社会的費用は発生しません。	社会福祉充実計画の作成・届出について、法律上の義務でないため、その適切かつ確実な実行が担保されず、社会福祉法人の保有するいわゆる内部留保が適切に地域に還元されないおそれがあります。					
規制の便益	便益の要素	代替案の場合					
	社会福祉充実計画の作成・承認について法律上の義務であるため、その適切かつ確実な実行が見込まれ、社会福祉法人の社会福祉充実残額が適切に地域に還元されることにより、福祉サービスの充実が図られます。	社会福祉充実計画の作成・届出が指導されることにより、社会福祉法人のいわゆる内部留保の活用は一定程度進むと考えられますが、計画作成が法律上の義務でないため確実に計画の作成がなされない可能性があり、得られる便益は限定的になると考えられます。					
政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)	改正案及び代替案のいずれにおいても遵守費用及び行政費用が発生しますが、改正案においては適切かつ確実な計画の実行が担保され、社会福祉充実残額が地域に還元され福祉サービスの充実が図られるという便益が得られる一方、代替案ではその便益は限定的になると考えられることから、改正案のほうが望ましいと考えます。						
有識者の見解その他関連事項	・規制改革実施計画(平成26年6月24日)においては、「内部留保の位置付けを明確化し、福祉サービスへの再投資や社会貢献での活用を促す。」とされています。 ・社会保障審議会福祉部会報告書(平成27年2月12日)において、「控除対象財産額を算定し、いわゆる内部留保から控除した結果、再投下可能な財産額(「再投下財産額」という。)がある社会福祉法人については、地域における公益的な取組を含む福祉サービスに計画的に再投下財産を投下することを求める仕組みの導入が必要である。」とされています。						
レビューを行う時期又は条件	社会福祉法等の一部を改正する法律案の附則において、この法律の公布後5年を目途として、この法律による改正後の各法律の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする検討規定を設けており、当該規定に基づき、検討を行います。						